栃木市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

（趣旨）

第１条　この告示は、介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下「法」という。）第１１５条の４５第１項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（実施主体）

第２条　総合事業の実施主体は、栃木市とする。

（事業構成及び事業内容）

第３条　総合事業の事業構成及び事業内容は、別表第１のとおりとする。

　（対象者）

第４条　総合事業の対象者は、別表第１に定めるものとする。

（実施方法）

第５条　総合事業は、市が直接実施するほか、次の各号のいずれかの方法により実施するものとする。ただし、一般介護予防事業にあっては、第２号又は第３号に掲げる方法に限る。

 (1)　法第１１５条の４５の３第１項に規定する指定事業者（以下「指定事業者」という。）により実施する方法

 (2)　介護保険法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号）第１４０条の６９に定める基準に適合する者に委託して実施する方法

 (3)　地域において活動している特定非営利活動法人、ボランティア団体等が行う事業に対して、総合事業を開始するために要する費用を補助して実施する方法

（指定事業者により実施するときのサービスに要する費用の額）

第６条　指定事業者により別表第２の左欄に掲げる事業を実施するときに要する費用の額は、それぞれ同表の中欄に定める単位数に、同表の右欄に定める１単位の単価を乗じて算定するものとする。

２　前項の規定により算定した額に１円未満の端数があるときは、その額を切り捨てるものとする。

（第１号事業支給費の支給）

第７条　法第１１５条の４５の３に規定する第１号事業支給費は、前条の規定により算定した費用の額（当該額が当該事業のサービスに要した費用の額を超えるときは、当該事業のサービスに要した費用の額）の１００分の９０に相当する額とする。

２　第１号被保険者であって、所得の額が法第５９条の２第１項に規定する居宅要支援被保険者等に係る第１号事業支給費については、前項の規定中「１００分の９０」とあるのは、「１００分の８０」とする。

３　第１号被保険者であって、所得の額が法第５９条の２第２項に規定する居宅要支援被保険者等に係る第１号事業支給費については、第１項の規定中「１００分の９０」とあるのは、「１００分の７０」とする。

（利用料）

第８条　総合事業の利用者は、法第１１５条の４５第５項の規定により、別表第３に定める利用料を負担するものとする。

２　所得の額が法第５９条の２第１項に規定する居宅要支援被保険者にあっては、別表第３の規定中「１００分の１０」とあるのは、「１００分の２０」とする。

３　所得の額が法第５９条の２第２項に規定する居宅要支援被保険者にあっては、別表第３の規定中「１００分の１０」とあるのは、「１００分の３０」とする。

４　総合事業の実施の際、食費、原材料等の実費が生じたときは、当該実費は、利用者の負担とする。

５　第１項から第３項までの利用料及び前項の実費は、利用者が総合事業を実施する事業所に直接納付するものとする。

　（第１号事業支給費に係る支給限度額）

第９条　介護保険法施行規則第１４０条の６２の４第２号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成２７年厚生労働省告示第１９７号）に定める様式第１（以下「基本チェックリスト」という。）の質問項目の回答が同基準に定める様式第２に掲げるいずれかの基準に該当した者（以下「事業対象者」という。）のサービス事業支給費の支給限度額は、要支援１の介護予防サービス費等の区分支給限度額相当とする。

２　前項の規定にかかわらず、利用者の状態（退院直後で集中的にサービスを利用することが自立支援につながると考えられるような場合等）により、市長が認めた場合は、事業対象者のサービス事業支給費の支給限度額は、要支援２の介護予防サービス費等の区分支給限度額相当とすることができる。

（高額介護予防サービス費等相当事業）

第１０条　市長は、地域支援事業実施要綱（平成１８年６月９日付け老発第０６０９００１号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」。以下「国要綱」という。）に定める高額介護予防サービス費相当事業及び高額医療合算介護予防サービス費相当事業（以下「高額介護予防サービス費等相当事業」という。）を行うものとする。

２　高額介護予防サービス費等相当事業における支給要件、支給額その他高額介護予防サービス費等相当事業に関して必要な事項は、介護保険法施行令（平成１０年政令第４１２号）第２９条の２及び第２９条の３の規定を準用する。

　（事業対象者の特定の有効期間）

第１１条　事業対象者の特定の有効期間は、基本チェックリストの実施によって事業対象者となった日から当該日の属する月の末日までの期間に２年を加えた期間とする。

２　基本チェックリストの実施によって事業対象者となった日が月の初日である場合にあっては、前項の規定にかかわらず、当該日から２年を事業対象者の特定の有効期間とする。

３　事業対象者が、基本チェックリストの実施によって事業対象者の基準に該当しなくなった場合は、当該基本チェックリストの実施日の属する月の翌月の最初の日から事業対象者の特定を無効とする。

（補則）

第１２条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

この告示は、平成２９年４月１日から施行する。

　　　附　則

　（施行期日）

１　この告示は、平成３０年８月１日から施行する。

　（経過措置）

２　改正後の栃木市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱の規定は、この告示の施行の日以後に実施する介護予防・日常生活支援総合事業から適用し、同日前に実施する介護予防・日常生活支援総合事業については、なお従前の例による。

　　　附　則

　（施行期日）

１　この告示は、平成３０年１０月１日から施行する。

　（経過措置）

２　改正後の栃木市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱の規定は、この告示の施行の日以後に行われるサービスから適用し、同日前に行われるサービスについては、なお従前の例による。

　　　附　則

　（施行期日）

１　この告示は、公布の日から施行する。

　（経過措置）

２　改正後の栃木市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱の規定は、この告示の施行の日以後の事業対象者の特定について適用し、同日前の事業対象者の特定については、なお従前の例による。

　　　附　則

　（施行期日）

１　この告示は、公布の日から施行する。

　（経過措置）

２　改正後の栃木市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱の規定は、この告示の施行の日以後に実施する介護予防・日常生活支援総合事業から適用し、同日前に実施する介護予防・日常生活支援総合事業については、なお従前の例による。

　　附　則

　（施行期日）

１　この告示は、令和２年４月１日から施行する。

　（経過措置）

２　改正後の栃木市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱の規定は、この告示の施行の日以後に実施する介護予防・日常生活支援総合事業から適用し、同日前に実施する介護予防・日常生活支援総合事業については、なお従前の例による。

別表第１（第３条、第４条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業構成 | 事業内容 | 対象者 |
| 介護予防・生活支援サービス事業 | 訪問型サービス | 訪問介護相当サービス | 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成２６年法律第８３号）第５条による改正前の法（以下「旧法」という。）の介護予防訪問介護に相当するサービス | 要支援者及び介護予防・生活支援サービス事業対象者のうち、介護予防ケアマネジメントで事業の利用が必要である者 |
| 緩和した基準による訪問型サービス | 調理、掃除、買い物等の生活支援を中心としたサービス |
|  |  | 短期集中訪問指導サービス | 保健又は医療の専門職が、心身の機能低下がある者に対し、訪問による指導又は助言を行うサービス |
|  | 通所型サービス | 通所介護相当サービス | 旧法の介護予防通所介護に相当するサービス | 要支援者及び介護予防・生活支援サービス事業対象者のうち、介護予防ケアマネジメントで事業の利用が必要である者 |
|  | 緩和した基準による通所型サービス | 通所介護事業所等が実施するレクリエーション等介護予防に資するサービス |
| 短期集中通所型サービス | 保健又は医療の専門職が、生活行為の改善のための運動機能及び身体機能の向上トレーニング等を行うサービス |
|  | 介護予防ケアマネジメント | 対象者に対し、介護予防及び生活支援を目的として、その心身の状況、置かれているその状況に応じて、その選択に基づき、適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう、専門的視点から必要な援助を行う事業 | 要支援者（法第８条の２に規定する介護予防サービスを利用するため法第５８条に規定する指定介護予防支援を受けている者を除く。）及び介護予防・生活支援サービス事業対象者 |
| 一般介護予防事業 | 介護予防把握事業 | 地域の実情に応じて収集した情報等の活用により、閉じこもり等何らかの支援を必要とする者を把握し、介護予防活動につなげる事業 |  |
| 介護予防普及啓発事業 | 介護予防の普及啓発に資する介護予防教室等の開催、介護予防の基本的知識を普及啓発するためのパンフレット等の作成及び配布等を行う事業 |
| 地域介護予防活動支援事業 | 地域における住民主体の介護予防活動の育成及び支援を行うことを目的とした事業 |
| 一般介護予防事業評価事業 | 介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等の検証を行い、一般介護予防事業の事業評価を行うことを目的とした事業 |
| 地域リハビリテーション活動支援事業 | 地域における介護予防の取組を機能強化するために、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進する事業 |

別表第２（第６条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業 | 単位数 | １単位の単価 |
| 訪問型サービス | 訪問介護相当サービス | 国要綱別添１の１に定める単位数。 | １０円に厚生労働大臣が定める１単位の単価（平成２７年厚生労働省告示第９３号。以下「単価告示」という。）に定める栃木市の地域区分における訪問介護の割合を乗じて得た額 |
| 緩和した基準による訪問型サービス | 国要綱別添１の１に定める単位数に１００分の８０を乗じて得た額。ただし、国要綱別添１の１チに定める加算については国要綱別添１の１に定める単位数とする。 | １０円に単価告示に定める栃木市の地域区分における訪問介護の割合を乗じて得た額 |
| 通所型サービス | 通所介護相当サービス | 国要綱別添１の２に定める単位数 | １０円に単価告示に定める栃木市の地域区分における通所介護の割合を乗じて得た額 |
|  | 緩和した基準による通所型サービス | 国要綱別添１の２に定める単位数に１００分の８０を乗じて得た額。 | １０円に単価告示に定める栃木市の地域区分における通所介護の割合を乗じて得た額 |

別表第３（第８条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 事業構成 | 利用料 |
| 訪問型サービス | 訪問介護相当サービス | 当該サービスに要する費用の額の１００分の１０に相当する額 |
| 緩和した基準による訪問型サービス | 当該サービスに要する費用の額の１００分の１０に相当する額 |
| 短期集中訪問指導サービス | １回につき３００円。ただし、リハビリ専門職等に委託しない場合は無料。 |
| 通所型サービス | 通所介護相当サービス | 当該サービスに要する費用の額の１００分の１０に相当する額 |
| 緩和した基準による通所型サービス | 当該サービスに要する費用の額の１００分の１０に相当する額 |
| 短期集中通所型サービス | １回につき３００円。ただし、リハビリ専門職等に委託しない場合は無料。 |